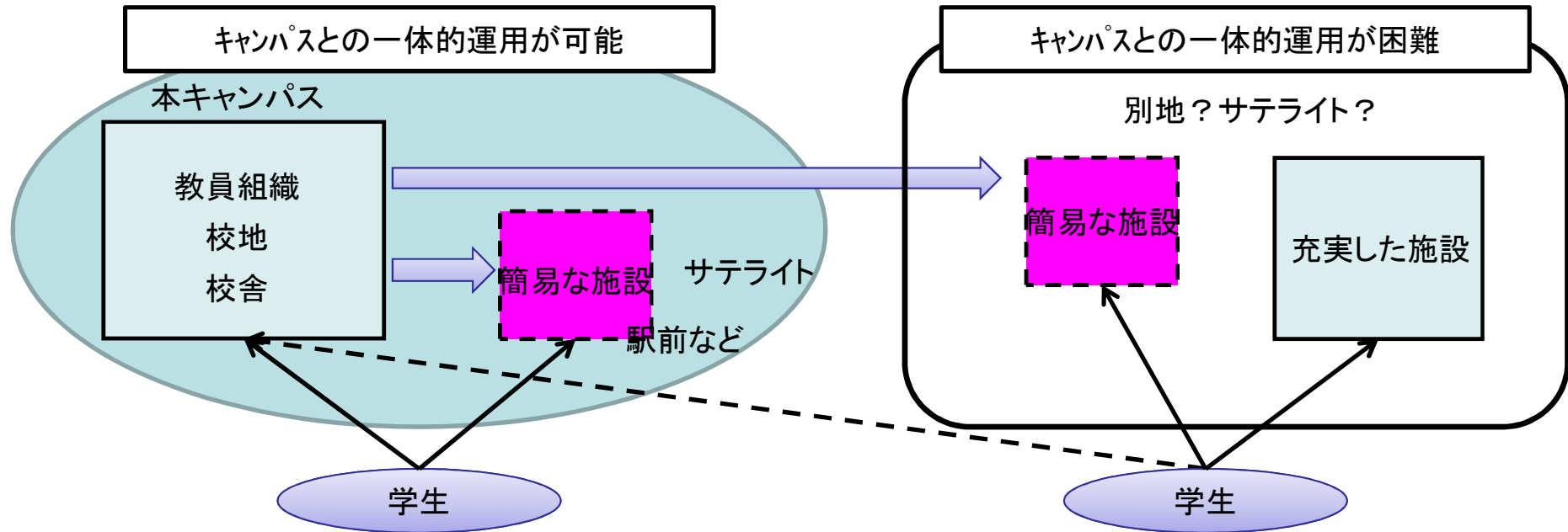


<p>教員組織</p>	<p>①学部の種類等に応じた教員数＋ ②大学全体の収容定員に応じた教員数 (大学設置基準第7条1項)</p> <p>※専任教員については、組織(学部)ごと及び大学全体の合計値に基づいて判断。</p>	<p>それぞれの校地ごとに必要な教員を置く。 (各校地に、原則として専任教員を1人以上配置)(大学設置基準第7条4項)</p>	<p>(教員組織に関する規定なし)</p>
<p>施設及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地、運動場</li> <li>・学長室、会議室、事務室</li> <li>・教室(講義室、演習室、実験・実習室等)、研究室、情報処理施設、語学学習施設、体育館</li> <li>・図書館(閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫)</li> <li>・医務室、学生自習室、学生控室</li> <li>・図書等の資料の収集・整理・提供</li> <li>・必要な種類及び数の機会、器具、標本</li> </ul> <p>○校地面積＝収容定員数×10m<sup>2</sup>＋付属病院面積</p> <p>○校舎面積＝学部の種類に応じた面積 (大学設置基準第34条～40条)</p>	<p>それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。(大学設置基準第40条の2)</p> <p>※校地、校舎面積については、複数キャンパスの合計値に基づいて判断。</p>	<p>教育にふさわしい環境を有し、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。(大学設置基準第25条4項、告示4号)</p>

# 別地キャンパス・サテライトキャンパスの現状



## キャンパスと一体的に運用されている別地・サテライト

○**キャンパスと一体的に運用**されており、学生は必要に応じて図書館等キャンパスにある施設を利用できる。また、教員も普段はキャンパスの研究室等で研究を行いながら、授業開講日には別地・サテライトに向向いて授業を行う。

○別地・サテライトにおける**施設は比較的簡易**な場合が多い。

○別地・サテライトにおける学修のみで**学位取得が可能**な場合が多い。

## キャンパスと独立的に運用されている別地・サテライト

○キャンパスとの間に相当距離があり、**独立的に運用**されている。一般に、学生はキャンパスにある施設を利用することではなく、必要な図書等は郵送で取り寄せることもある。また、教員もキャンパスから必要な場合だけ別地・サテライトに向向く場合や、実質的に別地・サテライト専属の教員で運用されている場合がある。

○別地・サテライトにおける**施設は比較的充実**している場合が多いが、簡易な場合もある。

○別地・サテライトにおける学修のみで**学位取得が可能**な場合が多い。

※上記以外にも、例えば大学コンソーシアム京都のように、複数大学が共同で運営しているサテライト施設のように多様な事例がある。 2

## キャンパスに関する方向性(案)

### 【サテライト・キャンパス関係】

○「サテライト・キャンパス」について、**法令上詳細な規定が設けられていない**。そのため、利便性の高い場所で社会人等を対象にして柔軟な形で授業を行うなどの効果が認められる一方、施設が狭かったり、十分な設備がないまま、教育研究活動が行われている場合もあるなど、課題も出ている。

○現状では、「サテライト・キャンパス」における学修のみで、キャンパスを利用することがなくても、**学位を取得することが可能**となっている。

○キャンパスでの履修や図書館等の施設の利用が想定できないような、キャンパスから**独立的に運営**されている「サテライト・キャンパス」も現れている。

○「サテライト・キャンパス」が学則等に規定されていない場合には、学生や関係者にとって、大学の教育研究活動がどこで展開されているのかを**把握することが困難**。

### <方向性(案)>

○大学の授業は一定の教育環境が整えられたキャンパスで行うことが原則であり、**キャンパス以外の場所で授業を行う場合には、「別地キャンパス」として位置付けることが基本**。

○キャンパスと一体的に運用されている場合には、引き続き、「サテライト・キャンパス」において授業を行うことを認めるが、従来の**要件を厳格化**(利用状況や授業内容に応じた施設設備の整備等)する。

○キャンパスとの一体的な運用が困難な場合には、原則として**「別地キャンパス」として位置付けることが必要だが、社会人等を対象にするものについては、引き続き、「サテライト・キャンパス」を認める**。

○「サテライト・キャンパス」の開設状況が対外的に分かるよう、**学則等で記載**する。

### 【別地キャンパス関係】

○「**合算**」の運用を行っているため、地方や郊外に広いキャンパスがあれば、都心の狭いキャンパスで教育研究活動を展開することが可能となっている。

○制度上、「別地キャンパス」と「サテライト・キャンパス」を**区別する方法がない**。

### <方向性(案)>

○従来行われてきた**合算の運用を見直し**、特に、校舎及び専任教員については、**各キャンパスごとに収容定員に応じた適正な環境整備**を求める。また、別地キャンパスについても、開設状況が対外的に分かるよう、**学則等で記載**する。

# 関係規定

## サテライト・キャンパス関係

### ○大学設置基準

(授業の方法)

#### 第二十五条

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

### ○大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

## 別地キャンパス関係

### ○大学設置基準

(教員組織)

#### 第七条

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

**第四十条の二** 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。